

令和7年度

長崎県で 農業を はじめませんか

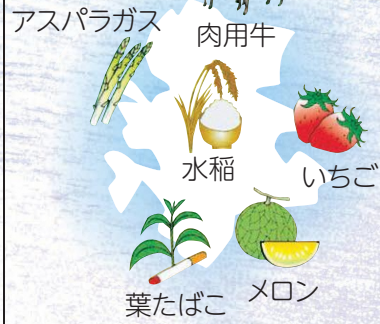


長崎県新規就農相談センター

対馬



壱岐



平戸



佐世保

五島





産出額(令和5年)が全国10位に入る主な作物
長崎県産農産物の全国順位

※全国順位10位以内まで

- 第1位 びわ
- 第2位 ばれいしょ
- 第3位 葉たばこ、はくさい
- 第4位 いちご、きく(切り花)、たまねぎ、ガーベラ
- 第5位 にんじん、アスパラガス、
カーネーション(切り花)、にがうり
- 第6位 みかん、ブロッコリー
- 第7位 肉用牛、レタス、
そらまめ(未成熟)、スターチス
- 第8位 かぼちゃ、しょうが、しらぬい(デコポン)
- 第9位 切り枝、ぼんかん
- 第10位 さやえんどう(未成熟)

松浦

アスパラガス

アスパラガス

葉たばこ

ぶどう

みかん

メロン

いちご

肉用牛

お茶

肉用牛

なす

乳用牛

カーネーション

ゆで干しだいこん

みかん

きく

アスパラガス

みかん

きく

トマト

ぶどう

豚

アスパラガス

びわ

いちご

みかん

みかん

肉用牛

ぶどう

みかん

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

肉用牛

みかん

東彼

ブロッコリー

ネギ

カーネーション

乳用牛

にんじん

だいこん

はくさい

アスパラガス

乳用牛

アスパラガス

きゅうり

ブロイラー

大村

諫早

新規就農
相談センター

島原

長崎県就農支援制度

農業の研修を受けたい方・就農の準備をしたい方
就農相談から経営確立までの過程をバックアップします！

就農の過程

と

支援制度

STEP
1

就農相談

STEP
2

研修制度〈農業技術習得〉

STEP
3

就農準備〈就農先・農地調査〉

STEP
4

就農〈機械・施設導入〉

STEP
5

経営初期

STEP
6

経営確立

お問い合わせはこちら

長崎県新規就農相談センター

〒854-0062 諫早市小船越町 3171 番地

TEL 0957-25-0031 FAX 0957-25-7716

STEP
1

就農相談

相談窓口



認定新規就農者

農業技術・農地・資金等農業全般にわたる相談に、長崎県新規就農相談センター及び各地域の就農支援センターが応じます。相談しながら「青年等就農計画」を作成しましょう。

県内各市町があなたの「青年等就農計画」を認定します。

年間農業従事日数 150 日以上

農業所得目標 300 万円以上（各市町で異なります）



各市町の認定を受けてあなたは認定新規就農者になれます。

(参考)

住宅情報・起業等情報・求人情報

ながさき移住サポートセンター

長崎市尾上町 3-1 県庁内 4 階

TEL 095-894-3581

E-mail iju@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県移住支援公式 HP ながさき移住ナビ URL : <https://nagasaki-iju.jp/>

ながさき移住

検索 🔍

研修制度〈農業技術習得〉

1. 技術習得支援研修（最長2年間）

新規就農相談センター等において2ヶ月の基礎研修受講後、県内の先進農家のもとで最長1年10ヶ月のマンツーマン実践研修

定員 25 人／回（年 4 回の募集）

〔問い合わせ先〕

長崎県新規就農相談センター TEL 0957-25-0031 長崎県農業経営課就農支援班 TEL 095-895-2935

2. 農業教育機関（2年間）

講義や実習を通じて専門的な知識を学ぶ

〔問い合わせ先〕

長崎県立農業大学校

郵便番号：854-0062 住所：長崎県諫早市小船越町3171

詳細な内容は、直接、農業大学校へご連絡ください

TEL：0957-26-1016

3. JA（農業協同組合）の研修事業（1～2年間）

生産部会やJA関係施設において、農家・法人等での実践を主体とした研修生募集

〔問い合わせ先、要件〕

① JA長崎せいひ 担い手支援センター

郵便番号：851-3102 住所：長崎県長崎市琴海村松町718-1

募集人員：若干名 申込期間：随時受付中

研修期間：基本2年間

TEL：095-825-5601

② JANAがさき県央 営農部担い手推進対策課

郵便番号：854-0055 住所：長崎県諫早市栗面町174-1

募集人員：若干名 申込期間：随時受付中

選考試験：研修開始の1ヶ月前（面接試験）

研修期間：2年間

TEL：0957-24-3006 まずは、気軽にご連絡・ご相談下さい

③ JA島原雲仙 営農部企画指導課・担い手対策課

郵便番号：855-0851 住所：長崎県島原市萩原2丁目5192-1

募集人員：若干名 申込期間：随時受付中

選考試験：研修開始の1ヶ月前（面接試験）

研修開始：1期（4月開始）、2期（9月開始）、3期（1月開始）

研修期間：基本1年間（研修延長有り）

TEL：0957-61-0227

④ JANAがさき西海 営農販売課

郵便番号：859-6326 住所：長崎県佐世保市吉井町立石12-1

募集人員：5名程度 申込期限：令和8年2月中旬まで

選考試験：研修開始1ヶ月前（面接試験） 研修期間：基本1年間（研修延長有り）

TEL：0956-64-3549

⑤ JAごとう 農産園芸部

郵便番号：853-0041 住所：長崎県五島市籠淵町2450-1

募集人員：若干名 申込期間：随時受付中

TEL：0959-72-6214

⑥ JA壱岐市 担い手支援室

郵便番号：811-5132 住所：長崎県壱岐市芦辺町国分東触678

募集人員：若干名 申込期限：R8年1月末

選考試験：個人面談 研修期間：基本1年間

TEL：0920-45-0301

⑦ JA対馬 営農部

郵便番号：817-0013 住所：長崎県対馬市厳原町中村606-19

募集人員：1名 申込期間：随時受付中

選考試験：研修開始1ヶ月前（面接試験） 研修期間：基本1年間

TEL：0920-52-1116 受講希望の方は気軽に問い合わせ下さい

4. 南島原市の研修事業

みかん農業研修生を募集中です。研修期間 2 年間、座学、実習で就農に必要な知識・技術を身に付け、着実にみかんの新規就農に繋がられるよう研修制度を設置しています

[問い合わせ先]

南島原市 農林水産部 農林課農業戦略班

郵便番号：859-2202

住所：長崎県南島原市有家町山川 58-1

募集人員：若干名

募集期間：随時受付中

研修期間：2 年間

U ターン、I ターン大歓迎！

TEL：0957-73-6661

5. 担い手公社（1～2 年間）

公社事業を通じて実践研修、手当支給、就農後の営農支援、地元での就農（P14～17 参照）

[問い合わせ先]

（一財）長崎市地産地消振興公社 TEL 095-892-2824

（一財）小値賀町担い手公社 TEL 0959-53-3344

6. 農業法人等での実践トレーニング

農業インターンシップ資料請求、お申し込み 受付：随時 （公社）日本農業法人協会 TEL 03-6268-9500

STEP 3

就農準備〈就農先・農地調査〉

就農先・農地の相談

就農先については長崎県新規就農相談センター、農地については市町又は市町農業委員会がそれぞれ窓口になり、関係機関が一体となって相談に応じます。

[備考：農地の取得について]

農地を売買又は賃借を行う場合には、1. 農業委員会の許可を受ける方法（農地法）又は 2. 農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」による方法（農地中間管理事業の推進に関する法律）の、どちらかの手続きが必要です。

1. 農地法（第 3 条）の許可は、次の主な条件を満たしていなければ、許可になりません。

（1）取得者（又は世帯員）が取得した農地等のすべてについて耕作すると認められたとき

（2）取得者（又は世帯員）が農作業に常時従事（原則 150 日／年）するとき

（3）農作業の効率化や農地の集団化など農地の効率的な利用等に支障が生じないとき

これらの審査に当たり、特に新規就農者の場合には、これまでに農業の実績がないために、判断が非常に難しいため、各市町農業委員会では、一般に農業技術の習得のための研修実績や取得農地に係る農業経営計画の提出を求めています。

2. 農用地利用集積等促進計画は、市町が、売買又は、賃借の当事者や農業委員会からの申出によってこの計画を作成するものです。

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

（1）農用地の全てについて農業経営を行うこと

（2）農業経営に必要な農作業に常時従事すること

（3）土地を効率的に利用して農業経営を行うと認められること

STEP 4

就農《機械・施設導入》

補助事業

・強い農業づくり総合支援交付金：産地基幹施設等支援タイプ（国庫補助事業）

補助率 1/2 以内（低コスト耐候性ハウスの導入にあたっては、市町補助の可能性あり）

・ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業（長崎県補助事業）

（1）認定新規就農者応援型

補助率 1/2 以内（市町 1/10 以上の補助あり）※農業用機械は 1/3 以内

対象者：認定新規就農者、受入団体等登録制度を活用した就農者又は就農予定者、農外及び県外からの農業参入者、又は親等と経営を異にする農家子弟（1 戸でも事業実施可能。）

例 示：生産管理施設（園芸ハウス 1 戸の場合は概ね 1,000㎡、2 戸以上の場合は概ね 2,000㎡以上）

農業用機械は 2 戸以上で事業実施する場合のみ補助対象

(2) 移住・定住促進応援型

補助率 1 / 8 以内（※）

対象者：農業協同組合、市町等が出資する団体で以下の要件を満たすもの

①国庫事業を一体的に実施すること。 ②整備された園芸用ハウスを UI ターン等の認定新規就農者にリースを行うこと。

③団地化計画を作成すること。 ④団地化計画で位置づけられる品目と作付け、環境データーを共有化すること。

⑤ 3 年間で 5 戸以上 5,000㎡の園芸ハウスを導入すること。

支援対象 国庫事業の対象となる園芸ハウス

※国庫事業（補助率 1 / 2）を活用し、県、市町がそれぞれ 1 / 8 の協調支援の場合の合計補助率は 3 / 4

・経営発展支援事業（国庫補助事業）

(1) 支援内容

○通常枠

・機械・施設等の導入（機械（軽トラを除く））、施設、家畜導入、果樹、茶の新植・改植、機械リース等）

○地域計画早期実現支援枠（R7 追加）

①経営資源の有効利用に向けた取り組み

（機械・施設名地の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等）

②円滑な農業移譲に向けた取組

（定款の認証料等の方針設立費用、専門家謝金、旅費等）

③経営発展に向けた取組（機械・施設等の導入 ※通常枠と同じ）

・①または②については、経営移譲者との共同申請（事業実施）が可能です。

研修中などの経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに農業経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能

事業内容の主な要件は以下の通りです。

・事業費が整備内容ごとに 50 万円以上であること。（地域計画早期実現支援枠の①の取組については、事業費は 25 万円以上とする。）

・事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。また、中古機械及び中古施設にあっては、中古耐用年数が 2 年以上のものであること。（地域計画早期実現枠の①の取組は除く）

・農業経営以外の用途に容易に供されないような汎用性の高いものでないこと。

・あらかじめ立てた計画の達成に直結するものであること。

・経営移譲者が所有する資産の購入または賃借に係る経費でないこと。

(2) 補助率

○通常枠

・国 1/2 都道府県支援分の 2 倍を国が支援

補助対象事業費上限 1,000 万円（ただし「経営開始資金」の交付対象者は補助対象事業費上限 500 万円）

○地域計画早期実現支援枠

・①および②の取組：国 1/3 以内、都道府県または市町村 1/3（任意）

・③の取組：国 1/2 以内（都道府県支援分の 2 倍を国が支援）

補助対象事業費上限 1,200 万円～ 1,800 万円 ※国費上限：600 万円（①～③の取組合計）

(3) 主な要件

○共通

・自己負担分について、融資を受けていること。

○通常枠

・独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意志を有していること。

・事業実施の年度または前年度に経営を開始し、農地の権利を有する等の内容を満たす独立・自営就農をしているまたはすること。

- ・認定新規就農者であること。
- ・農業経営を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営を発展させる計画を立てること。
※計画は所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増、または生産コスト10%減
- ・地域計画のうち目標地図に位置付けられ、または位置付けられることが確実と見込まれる、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ・経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金、および経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと。

○地域計画早期実現支援枠

- ・独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始し、農地の利用権を有する等の内容を満たす独立・自営をしていること
- ・認定新規就農者又は認定農業者であること。
- ・青色申告を行うこと。
- ・将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- ・経営開始資金、経営開始支援資金、経営発展支援事業、初期投資促進事業、経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと。
- ・事業実施年度の3年後の年度までに、農業改善計画の認定を受け、成果目標を達成すること。

STEP 5

経営初期

経営初期の給付金制度

P13 参照

新規就農者育成総合対策〔経営開始資金〕

※年令等の交付要件があります。就農予定地を管轄する市町又は新規就農相談センターへご相談下さい。

農業経営指導や仲間作りの支援

- ・地域の指導機関が巡回し、指導支援を行います。 ・指導機関が実施する研修会に参加できます。
- ・地域の農業研究会や作物部会等へ積極的に参加しましょう。
- ・おおむね30歳未満の方は「青年農業者連絡協議会」や農協青年部に加入すると、交流会・技術交換会などの仲間づくり活動に参加できます。

STEP 6

経営確立

認定農業者制度

あなたの具体的な営農計画（農業経営改善計画）を関係機関の指導を受けて作成します。



認定農業者

市町長があなたの農業経営改善計画を認定します。

県方針：主たる従事者1人当たり、年間労働時間2,000時間、年間農業所得400万円
〈認定を受ければ、あなたは認定農業者に〉



農業経営の状況に応じた支援

あなたの農業経営の状況や意向に応じて、農業技術や経営改善の指導および補助・融資制度の紹介等を行います。

認定新規就農者制度

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

支援内容としては、資金の貸し付け（青年等就農資金）や新規就農者育成総合対策（経営開始資金）等があります。

＊従来県が認定していた「認定就農者」制度と異なり、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い新たに設けられた制度で、市町が同法に基づく基本構想を作成し、青年等就農計画を認定します。その計画が認定された方を「認定新規就農者」といいます。

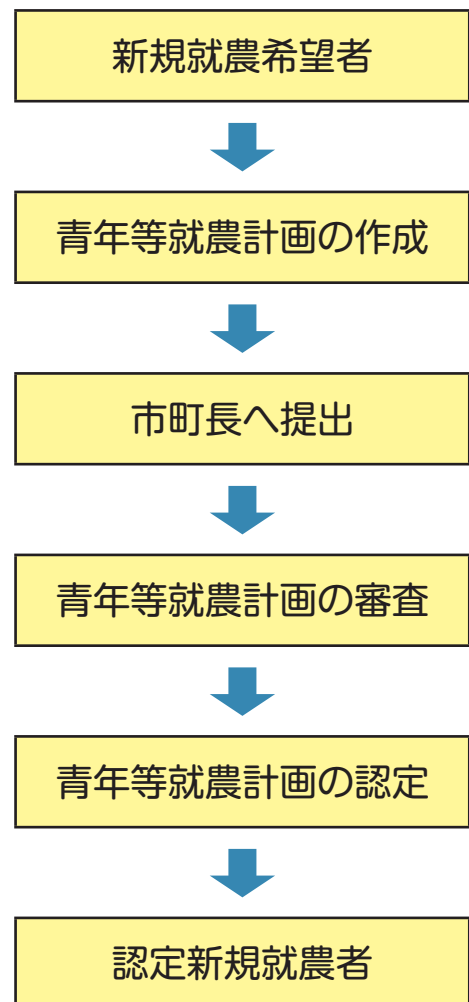
就農に必要な農業技術の習得状況、就農時の農地や農業経営の規模・生産方式・経営管理に関する目標等について、自らの将来計画を作成します。

- ① 青年：18 歳以上 45 歳未満
 - ＊ただし、地域に担い手がない等、やむを得ない事情があると市町長が認める場合には、50 歳未満とする
- ② 知識・技能を有するもの：65 歳未満
- ③ ①及び②の者が役員の過半を占める法人
 - ＊農業経営を開始して 5 年以内のものを含み認定農業者を除く

- ・市町農政担当課へ計画を提出します
- ・就農計画認定審査会で計画が審査されます。
- ・審査時期、認定基準は市町により異なります
- ・市町長の認定を受けると「認定新規就農者」となります

＊認定新規就農者のメリット

- 経営開始にあたっての農業施設や農業機械の導入に活用できる無利子の「青年等就農資金」の融資対象となります。
- 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）や経営発展支援事業の交付要件になります。



青年等就農資金

ご利用いただける方

認定新規就農者

* 市町から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

家畜購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります。

借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械リース料などの一括支払いなどが対象となります。

その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります。

ご融資条件

償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）

融資限度額：3,700万円（特認1億円）

金利：無利子

担保・保証人：実質的な無担保・無保証人制度

担保：原則として、融資対象物件のみ

保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ

農地等の取得にご利用いただける資金

認定新規就農者が農地等を取得される場合には、経営体育成強化資金を利用できます。

利用条件等：借入額が1,000万円以下の場合

① 融資率 100% ② 償還期限 25年以内（うち据置期間5年以内）

就農準備と資金の利用にあたっては、地域の相談窓口が支援します

- ◆ 新たに農業（農業経営の開始）を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けた情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口がサポートします。
- ◆ 都道府県等の地域の機関が、事業の具体的な内容や資金計画の作成を、支援します。

【相談窓口】：市町、県、長崎県新規就農相談センター等のほか最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）でも相談を受け付けます。

留意いただきたい事項

- 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、本資金の対象となりません。
ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業（経営体育成支援事業、経営発展支援事業）は対象となります。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等があります。
詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫各支店までお問い合わせください。

農地を取得するためには

技術の習得や経営計画の作成を終えたら、次は、農地の取得です。

● 農地は「買う」より「借りる」！

農業を始めるためには、農地の購入費のほか、種苗、肥料・農薬、農業機械等の購入費、ハウスの設置費など多額の費用がかかります。

なかでも、農地の購入費用は大きく、初期投資をできるだけ抑え経営を軌道に乗せるためには、農地は、「買う」より「借りる」方が賢明です。

● 農地を借りるための手続き

農地の貸借・売買については、行政手続きが必要です。手続きには、いくつかの方法がありますが、ここでは、「農地中間管理事業」による借り入れ手続きについて紹介します。

※必要な手続きや様式については長崎県農業振興公社のHP (<http://ngskosha.server-shared.com/>) をご覧ください。

機構から農地を借り受ける場合

市町農林課等と、農地の借入について相談します。

地域計画等をもとに市町等が農用地利用集積等促進計画案を作成します。

農業委員会への意見聴取等を経て、
農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めます。

農地中間管理機構が県知事に農用地利用集積等促進計画の認可を申請します。

農用地利用集積等促進計画が認可・公告されると、
借受希望者に農地の利用権が移動し、
農地中間管理機構からの農地の借受が成立します！

● 実現可能性のある計画、関係機関との十分な話し合いが大事

いずれにしても、農地の取得（貸借、売買）について行政の許可等を受けるためには、実現可能性のある農業経営計画を作成しておくことが前提となります。

事前に県の振興局や市町、農業委員会と十分話し合っておくことが重要です。

令和7年度 新規就農者育成総合対策 (旧農業次世代人材投資事業)

それぞれの交付要件を満たす者に対し、

【就農準備資金】

交付金額：交付期間 1 月につき 1 人あたり 12.5 万円（1 年につき最大 150 万円）

交付期間：最長 2 年間 ※海外研修を行う者は、最長 3 年間

【経営開始資金】

交付金額：交付期間 1 月につき 1 人あたり 12.5 万円（1 年につき 150 万円）

交付期間：最長 3 年間（経営開始後 3 年度目分まで）

■ 新規就農者育成総合対策のうち【就農準備資金】の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受け
る者を支援

- (1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- (2) 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修すること
※長崎県が認める研修機関は以下のとおり（2025.3.31現在）
・長崎県立農業大学校 ・公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金 ・長崎県新規就農相談センター ・一般財団法人小値賀町担い手公社
・JA長崎せいひ ・JAながさき県央 ・JA島原雲仙 ・JAながさき西海 ・JAごとう ・JA杵岐市 ・JA対馬 ・南島原市
- (3) 常勤の雇用契約を締結していないこと
- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていない、また過去に農業次世代人材投資事業等による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと
- (5) 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと
 - ① 研修終了後に親元就農する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者となる又は独立・自営就農することを確約すること
 - ② 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあつては、経営開始後）5年以内に農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること、又は青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること
 - ③ 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること
- (6) 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）全体の所得が600万円以下であること
- (7) 研修中の事故による怪我等に備えて、傷害保険に加入していること
- (8) 原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。
※交付対象の特例＝国内での最長2年間の研修後に、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする

【返還】をする場合

- (1) 上記の要件を満たさなくなった場合
- (2) 適切な研修を行っていない場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）
- (3) 研修終了後1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合
- (4) 親元就農をした者が、上記の要件(5)①で確約したことを実施しなかった場合
- (5) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかった場合
- (6) 雇用就農をした者が、上記の要件(5)③の要件を満たさなかった場合
- (7) 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合
- (8) 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内に必要な報告を定められた期間内に行わなかった場合
- (9) 虚偽の申請等を行った場合

■新規就農者育成総合対策のうち【経営開始資金】の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者を支援（最長 3 年間）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- (2) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- (3) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること
- (4) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- (5) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- (6) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- (7) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く
- (8) 青年等就農計画等*が次に掲げる要件に適合していること
（*農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料を添付したもの）
 - ①農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること
 - ②計画の達成が実現可能であると見込まれること
- (9) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町長に認められること
- (10)地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- (11)原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていない、又、経営継承・発展支援事業等による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
- (12)園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること
- (13)原則、前年の世帯（同居又は生計を一にする別居の親子及び配偶者が該当）全体の所得が600万円以下であること
- (14)就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること
- (15)令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること
- (16)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること
- (17)交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること
- (18)就農準備・経営開始支援事業の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと

■ 交付対象の特例

- ①夫婦で農業経営を開始する場合（家族経営協定を締結し、経営資産を共に所有するなど夫婦が共同経営者であることが規定されている場合）は、交付期間1月につき夫婦合わせて交付金額の1.5倍を交付する
- ②複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者に交付期間1月につきそれぞれ交付する

■ 交付停止

- ①上記の要件を満たさなくなった場合
- ②農業経営を中止・休止した場合
- ③就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- ④適切な農業経営を行っていないと市町が判断した場合
- ⑤国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- ⑥原則として、前年の世帯所得が 600 万円を超えた場合

資金返還

- ①虚偽の申請等を行った場合
- ②経営開始資金の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合

新規就農者受け入れのための市町の支援事業について

令和7年4月1日現在

機関名	事業名	対象者（要件）	支援措置の内容	実施主体（問合せ先）
① 長崎市	農業新規参入促進事業	1. 農業新規参入等の企業・個人 2. 農業経営を継承する農業後継者	1. 設備等に要する経費の助成 補助率 1/2、補助金上限 400 万円 2. 補助率 1/2、補助金上限 100 万円	長崎市役所 農林振興課 095-820-6564
	中高年新規就農者給付金	1. 新規就農者（50 歳以上 65 歳未満の独立・自営就農者） 2. 県又は JA の農業技術習得研修を受ける者（就農予定時の年齢が 50 歳以上 65 歳未満の独立・自営就農を目指す者）	1. 就農して最長 2 年間、10 万円／月給付 2. 研修期間中最長 2 年間、10 万円／月給付	
	現地実践研修	・ 新規就農希望者（18 歳以上）	・ 農業技術習得のための研修（最長 2 年間：露地野菜）	長崎地産地消振興公社 095-892-2824
② 佐世保市	佐世保市新規就農者支援事業	1. 新規就農者育成支援 ・ 独立自営就農時の年齢が原則 60 歳未満で、新規就農を目指す者 ・ 研修計画及び就農計画を作成しその実現性が認められる者 2. 農機等購入費補助 3. 農地賃借料補助 2.3.とも上記1.の条件と併せ、新たな経営の開始又は経営規模拡大のために必要で、就農計画の実現に必要と認められるもの。	1. 新規就農者育成支援 ・ 佐世保市の農業研修を受講する者と受入れ主体（農業士等）への研修経費を支援 ・ 研修生：上限36千円/月×10ヵ月 ・ 受入主体：20千円/月（上限10ヵ月） ・ 支援団体：10千円/月（上限10ヵ月以内） 2. 農機等購入費補助：営農開始、継承発展の際に必要な農機・施設・資材等の購入費の1/3以内（上限400千円以内） 3. 農地賃借料補助：上記2.対象の新規就農者が農地賃借する際の賃借料の1/2以内（上限30千円/年以内）	佐世保市役所 農政課 0956-24-1111
	佐世保市農業参入企業等支援事業	佐世保市内に新たに農業参入する企業（詳細要件あり）	1. 雇用就農促進対策 ・ 新規正規従業員1名につき100万円 ・ 新規非正規従業員1名につき20万円（1企業あたり上限1,000万円まで） 2. 農地賃借促進対策 ・ 賃賃料の2分の1以内（上限10aあたり2万円）	
③ 島原市	農業後継者就農奨励金	・ 40 歳未満の農業後継者で専業として新たに就農する者	・ 専業として就農後、1 年経過後に 5 万円、3 年経過後に 10 万円支給	島原市役所 農林課 0957-68-5486
④ 諫早市	諫早市認定農業者等支援事業	・ 認定農業者及び認定新規就農者（詳細はお尋ねください）	・ 国県の補助対象とならない小規模土地基盤整備の事業費の 1/2 以内又は 10a 当たり 25 万円を上限に助成 ・ 国県の補助対象とならない生産施設整備の事業費の 1/3 以内（上限 200 万円）	諫早市役所 農業振興課 0957-22-1500
⑤ 平戸市	平戸式もうかる農業実現支援事業	①平戸市が認める研修を受け、55歳未満で市内に新規就農する者（詳細要件あり） ②新規就農者育成総合対策（就農準備資金、経営開始資金）の交付対象者	1. 新規就農希望者の実践研修に対する支援（1 年間） ①市単独：年間1,200千円（月額100千円）以内 ②就農準備資金への上乗せ：年間 900 千円（月額 75 千円）以内 2. 新規就農後の農業経営に対する支援（2 年間） ※以下、①市単独、②経営開始資金への上乗せは上記 1. と同様	平戸市役所 農業振興課 0950-22-9151
⑥ 松浦市	松浦市親元就農者支援事業	①認定農業者又は人・農地プランにおいて、中心経営体として位置付けられた農業者の後継者として、親元就農する者 ②就農後 5 年以内の者 ※詳細要件あり	・ 年間最大 60 万円を、最長 3 年間交付	松浦市農林課 農林振興係 0956-72-1111
	松浦市認定新規就農者支援事業	①認定新規就農者 ②新規就農者育成総合対策（就農準備資金、経営開始資金）の交付対象者※詳細要件あり	年間最大100万円を、3年間交付する。（事業主体が支出した農業経営費の1/2を補助。）	

機関名	事業名	対象者（要件）	支援措置の内容	実施主体（問合せ先）
7	大村市	農業就業体験支援事業	・ 体験料、宿泊費は無料 交通費は自己負担 ※県外者に助成あり	大村市役所 農業経営支援課 0957-53-4111
	農業後継者育成支援事業	・ 研修開始時に 65 歳未満で市内に住所を有し、市内で就農する者 ・ 過去に新規就農者育成総合対策等国費を受給していない者	【給付金】 ・ 研修期間中 1 人当たり日額 6 千円（新規就農者育成総合対策（準備資金）の受給者を除く） 【家賃】 ・ 研修期間中、アパート等家賃1/2助成（限度額2.5万円/月）	
	経営開始支援事業 【施設整備】	・ 対象年齢 65 歳未満 ・ 新規就農者で相当の農業技術を習得し、市内で独立自営により続けて 5 年以上営農を行う者 ・ 就農 5 年以内の後継者	・ 初期投資や作物などの導入に必要な経費補助 ○いちご、トマト、きゅうり、みかん：経費の 1/2（限度額 200 万円） ○その他品目：経費の1/4（限度額50万円） ※地域計画に位置づけられる者については経費の 1/2（限度額 75 万円）	
	【賃借料】		・ 就農時及び規模拡大時に必要な農地賃借料の 1/2 を 5 年まで補助（10a 当り限度額 2 万円）	
	親元就農支援給付金事業	・ 地域計画に位置づけられた認定農業者の後継者として親元就農する者（就農後 5 年以内）※詳細要件あり	・ 年間 60 万円を 3 年間給付	
8	吉岐市	新規就農者独立支援事業	・ 下記項目に該当し、国県の補助対象外のもの 補助率 1/2 以内 事業費総額上限 200 万円 ・ 対象：①機械等の取得 ②施設の取得・改良 ③家畜の導入 ④種苗の購入・改植 ⑤農地の造成・改良・復旧 ⑥その他市長特認	吉岐市 農林課 0920-44-6112
9	西海市	西海市新たな就農者支援事業補助金	<共通要件> ・ 市内に住所をおく・市税等の滞納がない ・ 本事業の支援認定を受ける、または認定新規就農者となる ・ 交付年数の倍以上の営農と市内在住及び自治会加入の継続 ※最低 3 年以上 1. 営農生活支援 ア) 新規参入者 ・ 就農して 2 年以内、年齢 50 歳以上 61 歳未満 ・ 長崎県等の研修制度を経て就農 イ) 親元就農者等 ・ 就農して 2 年以内、年齢 61 歳未満、国の就農準備資金、経営開始資金を受けられない者 2. 施設等整備支援（導入整備費の支援） ・ 年齢 61 歳未満 ・ 就農 1 年前から就農して 2 年以内 1. 営農生活支援 ア) 新規参入者： ・ 就農支援金120万円×3年=360万円 イ) 親元就農者等： ①年齢 40 歳未満で、西海市青年農業者の会加入者 ・ 就農支援金：1 年目 60 万円 2 年目 30 万円 3 年目 30 万円 計 120 万円 ②年齢 50 歳未満 ・ 就農支援金：60 万円× 1 年 ③年齢 50 歳以上 61 歳未満 ・ 就農支援金：30 万円× 1 年 2. 施設等整備支援 ・ 補助率：3/4 以内 ・ 補助額下限 20 万円、上限 300 万円（1 回限り）	西海市役所 西海ブランド振興部 農林緑推進課 電 話：0959-37-0070 FAX：0959-37-0220

機関名	事業名	対象者（要件）	支援措置の内容	実施主体（問合せ先）
10	雲仙市	農業就業者確保育成対策事業	新規就農を希望し、雲仙市内の農業者から研修を受け、必要な要件を全て満たす者 ・雲仙市内で在住就農、就農準備資金の研修計画承認、技術習得支援研修合格ほか (詳細はお尋ねください)	雲仙市役所 農林課 0957-38-3111 0957-47-7828
		担い手育成支援事業	・雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者	
		①農業機械導入事業	・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械で、汎用性の高いものとし、その基準については別に定める。	
		②農業施設整備事業	・面積が概ね5a以上かつ間口2.5m以上の園芸ハウス、育苗ハウス並びに面積が200㎡以内の畜舎及び家畜糞尿処理施設	
		③新規就農者移住促進事業	・事業主体は市外から移住してきた新規就農者（非農家に限る）で、住民票を移して5年以内 ・導入する機械は、上記①に同じ。中古機械を含み、耐用年数2年以上に限る。 ・施設借上補助にあつては、施設（土地を含む）の借上に要する費用 ・営農開始に必要な初期費用	
		④経営簿記ソフト購入事業	・経営簿記ソフトの購入費用（上限6万円）	
11	南島原市	新規就農者就農支援事業補助金	下記のいずれにも該当する者 ・市内に住所を有し、就農準備中又は就農後1年未満 ・経営開始資金の対象又は対象となる見込み。ただし親元就農又は経営継承は除く。	南島原市役所 農林課 0957-73-6661
		農業研修支援事業補助金	下記のいずれにも該当する者 ・市内に住所を有し、市内で就農 ・市へ転入後1年以内の1ターン者 ・就農準備資金の対象又は対象となる見込み ・長崎県が登録する南島原市内の研修受入団体等の指導のもとで研修	
		親元就農者支援事業補助金	下記のいずれにも該当する者 ・親元就農のために市内へ1ターンして1年未満 ・市外で3年以上の就労経験がある ・就農時の年齢が、原則50歳未満 ・前年の世帯所得が600万円以下 ・経営開始資金との併用不可	

機関名	事業名	対象者（要件）	支援措置の内容	実施主体（問合せ先）	
12	波佐見町	波佐見町新規就農者支援事業費補助金	1. 町内に住所を有し、就農計画の認定時に 65 歳未満であること。 2. 波佐見町新規就農者支援事業就農計画の提出時点から遡って 2 年以内に就農、又は 1 年以内に就農開始が見込まれ、農業経営体の規模の維持若しくは拡大を図ることについての強い意欲を有していること。 3. 波佐見町新規就農者支援事業就農計画の認定後、営農を 5 年以上継続するという強い意欲を有していること。 4. 原則として、生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。 5. 町税等を滞納していないこと。	①農業用機械（中古農機含む）の導入及び農業用施設の整備に要する経費 ・対象経費の 1/2 以内(補助上限 200 万円) ②農業用資材等（肥料、農薬、苗、コンテナ、園芸用支柱、ネットなど）の導入に要する経費 ・対象経費の 1/2 以内（補助上限 50 万円） ③中古ハウス移設に要する経費 ・対象経費の 1/2 以内（補助上限 200 万円） ④ 0.1ha 以上の農地で、国県の補助対象とならない小規模土地基盤整備にかかる経費 ・委託の場合は補助対象経費の 2 分の 1 以内。自主施行の場合は原材料費の 5 分の 4 以内。(補助上限 100 万円)	波佐見町役場 農林課 0956-85-2111
	波佐見町	波佐見町担い手支援事業費補助金	1. 町内に住民登録をしていること。 2. 申請日現在から遡って 1 年以内に、町内農地において就農を開始（準備を含む）していること。 3. 賃貸住宅に居住し、家賃を滞納していないこと。 4. 町税及びその他町の徴収金の滞納がないこと。 5.世帯全体が、波佐見町暴力団排除条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団でないこと。	賃貸住宅の家賃負担額で月 30,000 円限度（1,000 円未満の端数は切り捨て） ※最大 36 月間	波佐見町役場 農林課 0956-85-2111
13	小値賀町	小値賀町農業研修支援制度	【研修期間】 1 年間 +2 週間～ 3 カ月 まず、地域おこし協力隊インターンとして 2 週間から 3 カ月間の研修。その後、地域おこし協力隊として 1 年間の農家研修を実施。2 年目以降は、下記の担い手公社研修制度に移行する。 【協力隊インターン】 日当 1 万 2 千円 【地域おこし協力隊】 月額 20 万円	小値賀町役場 産業振興課 0959-56-3111	
	小値賀町	（一財）小値賀町担い手公社研修制度	・ 農業に対する強い意志と意欲がある農業後継者や新規就農希望者等で、研修終了後も引き続き小値賀町に居住し、就農する意思のある者。概ね 45 歳未満。 【研修期間】 2 年間 ・ 施設野菜を中心に露地野菜、育苗技術の研修を実施（品目に応じて公社若しくは農家で実施）。 【生活支援】 基本月額 ○単身者研修：16 万円 ○夫婦で研修：24 万円 【扶養手当】 配偶者 13 千円、子 5 千円 / 人（夫婦で研修の場合は、子のみ） 【住居手当】 月額 1 万円 （I ターン者のみ）	小値賀町役場 産業振興課 0959-56-3111 小値賀町担い手公社 0959-53-3344	
14	新上五島町	新上五島町農業振興奨励事業費補助金	・ 認定農業者、認定新規就農者 ・ その他、町が認める町内の意欲ある農家 ※特に町長が認めるもの	・ 研修会等への参加に要する経費等の 2 分の 1 以内の額を補助する	新上五島町 農林課 0959-53-1166

新規就農 適正・知識チェックシート

I. 就農に対する適正

- ☐ 健康・体力には自信がある
- ☐ 生き物（動植物）が好きである。
- ☐ 単純作業もコツコツやることが出来る。
- ☐ 他人との付き合いは苦にはならない。
- ☐ オフィスでの事務作業よりも野外で体を動かすことの方が好きだ。
- ☐ 忍耐力にはかなり自信がある。

II. 新規就農についての意欲、動機、知識

- ☐ 農業所得で生活し、職業としての農業を目指している。
- ☐ 新規就農した経営者に会ったり、体験談を直接聞いた事がある。
- ☐ これまでに受けた農業体験や研修により農作業の厳しさは体で分かっている。
- ☐ 家族と一緒に生活や仕事がしたい。
- ☐ 農業は自然の中で生き物を育てること。自然災害や技術不足のため、収穫が皆無の場合があることを知っている。
- ☐ 新たに農業を始めることは、経営者として新しく事業を起こし、経営者になることであり、非農家出身者が新たに農業を始めることは既存の生産基盤のある農家より容易でないことは分かっている。

III. 新規就農の事前準備状況

- ☐ 新規就農に関する情報収集に力を入れている（相談窓口訪問、相談会参加、インターネットホームページ、情報誌等）
- ☐ どんな作物を作るのか（作目選択）意向が固まっている。
- ☐ どこで農業をやるか（就農希望地）意向が固まっている。
- ☐ 実際の就農までの準備事項および段取りは大筋理解している。
- ☐ 家族が就農に同意している。
- ☐ 自動車運転免許（普通免許以上）を所持している（ペーパードライバーを除く）。

IV-①. 就農条件の準備状況

- ☐ これまでに1年間以上にわたる農家・農業法人等での本格的研修を受けたことがあり（又は研修中）、目指す農業（作目）の技術と知識は身につけた。
- ☐ 就農希望地で就農に当たって親身になって面倒を見てくれる世話役的な人がいる。
- ☐ 農地を取得（購入又は借り入れ）するには法律（農地法等）に基づいた手続きが必要で、一定の要件をクリアすることが必要であることを知っている。

- ☐ 営農資金が自己資金で足りず、融資制度を利用する場合、保証人になってくれる人が見込める。
- ☐ 経営についての一定の知識（複式簿記等）はある。
- ☐ 農産物の販売について自信がある（マーケティング関連業務経験、元の職場同僚・知人・友人等のネットワーク活用など）。

IV-②. 営農のために用意出来る自己資金額は

- ☐ 200 万円以上 500 万円未満…1 ポイント
- ☐ 500 万円以上 1,000 万円未満…2 ポイント
- ☐ 1,000 万円以上 2,000 万円未満…3 ポイント
- ☐ 2,000 万円以上…4 ポイント

V. 農村生活・就農後の生活について

- ☐ 営農資金の他に、当面の生活資金（1 ～ 2 年程度）を用意している。
- ☐ 農業以外に本人や家族に収入を得る手立てがある。
- ☐ 農業をするには、住居がアパートなどでは難しいことを知っている。
- ☐ 農地と住居が離れていると作業が不便であることを知っている。
- ☐ 農村で生活する場合、地域とのコミュニケーションの重要性を知っている。
- ☐ 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められることを知っている。

新規就農(自己診断)チェックシート集計表

I. 適正	0	1	2	3	4	5	6
II. 動機・知識面	0	1	2	3	4	5	6
III. 事前準備	0	1	2	3	4	5	6
IV-①. 準備状況	0	1	2	3	4	5	6
IV-②. 自己資金額	0	1	2	3	4		
V. 生活面	0	1	2	3	4	5	6

(不十分)
→
 充分)

■長崎県地域就農支援センター (就農支援センターは振興局内に設置)

県央

〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8
TEL0957-22-0057・FAX0957-35-1133

島原

〒855-0835 島原市西八幡町 8509-2
TEL0957-63-0462・FAX0957-62-4303

県北

〒859-6325 佐世保市吉井町大渡 80
TEL0956-41-2033・FAX0956-64-2239

五島

〒853-8502 五島市福江町 7-1
TEL0959-72-5115・FAX0959-72-5117

壱岐

〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触 678-7
TEL0920-45-3038・FAX0920-45-3045

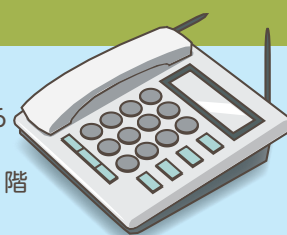
対馬

〒817-8520 対馬市厳原町宮谷 224
TEL0920-52-4011・FAX0920-52-0960

お問い合わせ先

■長崎県新規就農相談センター 〒854-0062 諫早市小船越町 3171
(長崎県農業経営・就農支援センター) TEL0957-25-0031・FAX0957-25-7716

■(一社)長崎県農業会議 〒850-0035 長崎市元船町 17-1 長崎県大波止ビル 3 階
TEL095-822-9647・FAX095-828-7469



ながさき就農支援ポータルサイト
<https://n-agrisupport.pref.nagasaki.jp>